Ｊ０３８　上顎骨切除術　15,310点
Ｊ０３９　上顎骨悪性腫瘍手術
　１　掻爬　7,640点
　２　切除　28,210点
　３　全摘　56,130点
Ｊ０４０　下顎骨部分切除術　14,940点
Ｊ０４１　下顎骨離断術　23,600点
Ｊ０４２　下顎骨悪性腫瘍手術
　１　切除　32,550点
　２　切断　43,410点
Ｊ０４３　顎骨腫瘍摘出術（歯根嚢胞を除く。）
　１　長径３センチメートル未満　2,820点
　２　長径３センチメートル以上　11,160点
Ｊ０４４　顎骨嚢胞開窓術　2,040点
Ｊ０４５　口蓋隆起形成術　2,040点
Ｊ０４６　下顎隆起形成術　1,700点
　注　両側同時に行った場合は、所定点数の100分の50に相当する点数を所定点数に加算する。
Ｊ０４７　腐骨除去手術
　１　歯槽部に限局するもの　600点
　２　顎骨に及ぶもの
　　イ　片側の３分の１未満の範囲のもの　1,300点
　　ロ　片側の３分の１以上の範囲のもの　3,420点
Ｊ０４８　口腔外消炎手術
　１　骨膜下膿瘍、皮下膿瘍、蜂窩織炎等
　　イ　２センチメートル未満のもの　180点
　　ロ　２センチメートル以上５センチメートル未満のもの　300点
　　ハ　５センチメートル以上のもの　750点
　２　顎炎又は顎骨骨髄炎
　　イ　３分の１顎以上の範囲のもの　2,600点
　　ロ　全顎にわたるもの　5,700点
Ｊ０４９　外歯瘻手術　1,500点
Ｊ０５０　歯性扁桃周囲膿瘍切開手術　870点
Ｊ０５１　がま腫切開術　820点
Ｊ０５２　がま腫摘出術　5,950点
Ｊ０５３　唾石摘出術（一連につき）
　１　表在性のもの　640点
　２　深在性のもの　3,770点
　３　腺体内に存在するもの　6,550点
　注　２及び３について内視鏡を用いた場合は、1,000点を所定点数に加算する。
Ｊ０５４　舌下腺腫瘍摘出術　5,990点
Ｊ０５５　顎下腺摘出術　9,670点
Ｊ０５６　顎下腺腫瘍摘出術　9,480点
Ｊ０５７　顎下腺悪性腫瘍手術　28,210点
Ｊ０５８　削除
Ｊ０５９　耳下腺腫瘍摘出術
　１　耳下腺浅葉摘出術　27,210点
　２　耳下腺深葉摘出術　31,100点
Ｊ０６０　耳下腺悪性腫瘍手術
　１　切除　28,210点
　２　全摘　37,620点
Ｊ０６１　唾液腺膿瘍切開術　900点
Ｊ０６２　唾液腺管形成手術　11,360点
Ｊ０６３　歯周外科手術（１歯につき）
　１　歯周ポケット掻爬術　80点
　２　新付着手術　160点
　３　歯肉切除手術　320点
　４　歯肉剥離掻爬手術　630点
　５　歯周組織再生誘導手術
　　イ　１次手術（吸収性又は非吸収性膜の固定を伴うもの）　840点
　　ロ　２次手術（非吸収性膜の除去）　380点
　注１　４及び５については、当該手術と同時に歯槽骨欠損部に骨代用物質を挿入した場合は、110点を所定点数に加算する。
　２　５については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、根分岐部病変又は垂直性の骨欠損を有する歯に対して行った場合に、算定する。
　３　区分番号Ｉ０１１－２に掲げる歯周病安定期治療を開始した日以降に実施する場合は、所定点数（注１の加算を含む。）の100分の30に相当する点数により算定する。
　４　簡単な暫間固定及び特定薬剤の費用は、所定点数に含まれる。
　５　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯肉剥離掻爬手術又は歯周組織再生誘導手術について、レーザー照射により当該手術の対象歯の歯根面の歯石除去等を行った場合は、手術時歯根面レーザー応用加算として、60点を所定点数に加算する。
Ｊ０６３－２　骨移植術（軟骨移植術を含む。）
　１　自家骨移植
　　イ　簡単なもの　1,780点
　　ロ　困難なもの　14,030点
　２　同種骨移植（生体）　20,770点
　３　同種骨移植（非生体）　18,300点
　注　骨提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。
Ｊ０６３－３　骨（軟骨）組織採取術
　１　腸骨翼　3,150点
　２　その他のもの　4,510点
　注　２については、口腔内から組織採取を行った場合を除く。